

土木工事共通仕様書〔I〕(令和元年7月5日)新旧対照表

頁	新(令和元年7月5日)	旧(平成30年10月1日[平成31年4月1日一部改正])
<p>P269 1-6-21 アスファルト混合物事前審査で認定を受けた混合物の適用</p>	<p>1. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、工事に使用する前に認定書(認定証, 事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、下記について省略することができるものとする。ただし、<u>事前審査の認定を受けた最大と最小の範囲内の再生骨材配合率の再生アスファルト混合物を使用する場合は、監督員は、現場で実際に使用する再生アスファルト混合物の材料に関する品質確認を求めることができる。また、加熱アスファルト混合物の出荷時温度及び締固め時温度とその変動範囲については施工計画書に記載すること。</u></p>	<p>1. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、工事に使用する前に認定書(認定証, 事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、下記について省略することができるものとする。ただし、加熱アスファルト混合物の出荷時温度及び締固め時温度とその変動範囲については施工計画書に記載すること。</p>